

平成29年生駒市農業委員会第8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会
会議開催日時 平成29年8月10日(木)午後3時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
中井 啓二
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 特定農地貸付けの変更承認申請について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 3 使用貸借契約に解約通知について
- 4 農地の転用事実に関する照会について

その他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員、5番 池田 委員、6番 有山 委員

議案の説明を事務局に依頼

○会長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」について事務局からの説明を依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長

農地法第3条第1項について

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であると規定していることから、本申請が出てきたものであり、本件につきましては、使用貸借権の設定を目的とした申請であります。

No.1～2の申請地の位置について

近鉄菟の台駅の西約800mのところに位置する小平尾町地内の農地

申請理由について

使用借人は、昨年6月に大阪市内で開催された「新・農業人フェア」で、生駒市農業委員会のブースを訪れるなど、1年以上も前から生駒市内で新規就農を考えており、農業委員会事務局で貸出し可能な農地をいくつか照会した結果、今般、小平尾町地内農地を使用貸借で借りることになったもの。使用借人の実家は農家ではないが、平成24年からの2年間で、岩手県のレタス農家や北海道のトマト農家で働いており、また、平成27年には、半年間だが、京都府福知山の葉物野菜農家にて研修を受けており、農業経験がある。耕作に必要な耕運機については、近隣から借用見込みであり、また、今回借りる農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

今月8日の現地調査終了後、使用借人に対する面談を市役所内で行なっており、生駒市内で農業経営を行おうとした経緯、今までの農業経験、これからの農業経営等について、ヒアリングを実施した。農業経営を継続のためには、本申請地だけでなく貸出し可能な農地等の情報があれば、農業委員会から提供していくこととする。

現地調査について

今月8日に会長をはじめ農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～2について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼

○中井委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員

新規就農者であれば、いのしし対策、水利、土砂崩れ等に関するフォローをすることで、モチベーションを維持できるようにすべき。

○事務局 土砂崩れ等については補助金制度もある。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「特定農地貸付けの変更承認申請について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

No.1～2の申請地の位置について

近鉄菟の台駅の西約800mのところに位置する生駒市小平尾町地区内の農地
申請理由について

本申請については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請され、本委員会にて承認を受けた農地であったが、直接、土地所有者から新規就農者に貸し出すこととなったため、特定農地貸付けの申請内容の取消を目的とした申請が出されたもの。

議案第1号で承認のあったとおり、新規就農者に農地を貸し出すことになったため、使用貸人と生駒市との使用貸借契約を解消するものである。

なお、特定農地貸付け制度につきましては、農地法第3条の特例として、生駒市が農家の方から農地を無償で借り受け、生駒市が非農家の方に無償で農地を貸しつける制度で、遊休農地対策の一環として行なっているもの。本農地は、借りる方の募集前であったので、取消しの申請が提出された。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「特定農地貸付けの変更承認申請について」の承認を宣言。

報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号 「使用貸借契約に解約通知について」

報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

一括して説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 [議案読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～6については、相続により所有権を取得された農地について、No.7については、時効取得した農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～No.6の申請地の位置について

県立奈良北高等学校の北西側にほぼ隣接する農地。

報告事項

分譲住宅を目的とした開発許可申請が出され、その許可後に、分譲住宅および道路を目的とした農地転用の届出がされたもの。

No.7～No.10の申請地の位置について

県立奈良北高等学校の北西側にほぼ隣接する農地。

報告事項

分譲住宅を目的とした開発許可申請が出され、その許可後に、分譲住宅および道路を目的とした農地転用の届出がされたもの。

No.11の申請地の位置について

一分駅から南へ約200メートルに位置する農地。

報告事項

以前から営業していたコンビニエンスストアの店舗用地拡張を見込み、拡張した部分が農地であるため、店舗・道路セットバック・水路を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

報告事項

本報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、通知したことを報告しているもの。

なお、この農地につきましては、議案第1号で審議のあったように、新規就農者の方に貸し出されることになったため、現在の使用貸借契約を解除するもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告事項

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

本届出地については、農地法にもとづく農地転用手続はされたが、地目が農地のままにされていた土地である。

No.1～No.8、No.11、No.14～No.18 については、現況は山林化しており、農地に回復することは不可能であると思われるが、地目が農地のままにされていた土地。

No.12～No.13 については、市街化区域でほぼ宅地として利用されており、農地性がないが、地目が農地のままにされていた土地。

No.9 については、4条により宅地用地として転用手続が踏まれていたが、地目が農地のままにされていた土地。

No.10 については、昭和45年から建物の敷地になっていたが、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

以上で報告を終わります。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 時効取得とはどのような制度か。

○事務局 他人の土地などの占有を20年間続ければ、その所有権を取得できるという民法162条に規定されている制度。所有者は売買により所有したが農家ではないので通常認められないが年数が経過し法務局が民法上の規定に基づき所有を認めたもの。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼

○事務局 「農地の利用状況調査の実施について」

地図を作成中につき、後日配布したい。本来全筆だが初回はポイントを絞り、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が各半日程度で調査できるようにしたい。

○事務局 「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会への参加について」

〔報告・内容の口頭にて説明〕

平成29年8月31日（金）いかるがホールで開催される。11時30分に生駒市からバスで出発する。

○事務局 「平成29年度農業者年金加入推進特別研修会について」

日時は、8月24日（木）13時から16時30分、場所は桜井市立図書館の研修室で開催される。

○事務局 「勤務実績報告書について」

勤務実績に関する報酬の支払いは、翌月の25日を目安にしているため、この場合の会計上の締切が当月の12日頃である。勤務実績は、報告月の翌月5日まで提出とする。なお5日が休日の場合は翌業務日を締切とする。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 9月12日(火) 午後2時 401・402会議室

現地調査 9月7日(木) 午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後4時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 染岡 委員

議席番号 5番 池田 委員

議席番号 6番 有山 委員
